

平成30年余市町議会第1回定例会会議録（第6号）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前11時45分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二
平成30年3月5日（月曜日）

○招 集 の 場 所 余 市 町 長 嶋 保
余市町議事堂 副 町 長 鍋 谷 慎 二

○開 議 総 務 部 長 前 坂 伸 也
平成30年3月23日（金曜日）午前10時 総 務 課 長 須 貝 達 哉

○出 席 議 員 （17名） 企 画 政 策 課 長 滝 上 晃 一
余市町議会議員 6番 中 井 寿 夫 地 域 協 働 推 進 課 長 笹 山 浩 一
余市町議会副議長 11番 白 川 栄 美 子 財 政 課 長 高 橋 伸 明
余市町議会議員 2番 吉 田 豊 税 務 課 長 堀 内 学
" 3番 辻 井 潤 民 生 部 長 須 藤 明 彦
" 4番 岸 本 好 且 町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成
" 5番 土 屋 美 奈 子 高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実
" 7番 近 藤 徹 哉 保 健 課 長 濱 川 龍 一
" 8番 吉 田 浩 一 環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人
" 9番 佐 藤 一 夫 経 済 部 長 小 林 英 二
" 10番 野 崎 奎 一 農 林 水 産 課 長 細 山 俊 樹
" 12番 庄 巖 龍 商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨
" 13番 安 久 莊 一 郎 建 設 水 道 部 長 久 保 宏
" 14番 大 物 翔 建 設 課 長 高 橋 良 治
" 15番 中 谷 栄 利 ま ち づ くり 計 画 課 長 亀 尾 次 雄
" 16番 藤 野 博 三 下 水 道 課 長 近 藤 勉
" 17番 茅 根 英 昭 水 道 課 長 渡 辺 郁 尚
" 18番 溝 口 賢 誇 会 計 管 理 者（併）会 計 課 長 山 本 金 五
○欠 席 議 員 （1名） 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 利 美
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
教 育 部 長 小 俣 芳 則
学 校 教 育 課 長 羽 生 満 広

社会教育課長 松井正光
選挙管理委員会事務局長 小林広勝
監査委員事務局長 澤辺成徳

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本雅純
議事係 長 枝村潤
書 記 阿部航大

○議事日程

- 第 1 平成30年余市町議会第1回定例会付託 議案第 1号 平成30年度余市町一般会計予算
- 第 2 議案第 2号 平成30年度余市町介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計予算
- 第 6 議案第 6号 平成30年度余市町水道事業会計予算（以上6件、平成30年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告）
- 第 7 議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第13号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第14号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条

例案

- 第11 議案第15号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第16号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案
- 第13 議案第17号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第18号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第19号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第20号 余市町駐車場条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第21号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第18 議案第23号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第19 発議案第1号 余市町議会事務局設置条例の一部を改正する条例案
- 第20 意見案第1号 持続可能な社会保障制度の確立を求める要望意見書
- 第21 意見案第2号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める要望意見書

- 第22 意見案第3号 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律は廃止し、具体化する実施法の断念を求める要望意見書
- 第23 意見案第4号 「働き方改革」関連法案の提出断念及び徹底検証を求める要望意見書
- 第24 意見案第5号 生活保護費の一方的減額に反対する要望意見書
- 第25 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから平成30年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○16番（藤野博三君） 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席のもと、さらに説明員として鍋谷副町長、前坂総務部長、須貝総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案1件、発議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

平成30年余市町議会第1回定例会付託にかかわる日程第1、議案第1号 平成30年度余市町一般会計予算ないし日程第6、議案第6号 平成30年度余市町水道事業会計予算、以上各会計予算6件につきましては、一括上程の上、平成30年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第23号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、発議案第1号 余市町議会事務局設置条例の一部を改正する条例案につきましては、議員発議でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、意見案第1号 持続可能な社会保障制度の確立を求める要望意見書ないし日程第24、議案第5号 生活保護費の一方的減額に反対する要望意見書までの意見案5件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第25、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告6件、議案1件、発議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告6件、議案1件、発議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とする

ことに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 今期定例会において付託にかかわる日程第1、議案第1号 平成30年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 平成30年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題といたします。

この際、平成30年度余市町各会計予算特別委員会委員長からの審査結果の報告を求めます。

○8番（吉田浩一君） 今期定例会において平成30年度余市町各会計予算特別委員会設置付託にかかわる議案第1号 平成30年度余市町一般会計予算外5件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成30年3月12日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私吉田が、副委員長に藤野委員が選任されました。

委員会の開催年月日、委員の出席及び説明員の出席状況については、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。

さらに、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、議案第1号 平成30年度余市町一般会計予算については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成30年度余市町介護保険

特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計予算については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成30年度余市町水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告申し上げ、平成30年度余市町各会計予算特別委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成30年度余市町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号 平成30年度余市町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(須貝達哉君) ただいま提案されました議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、労働安全衛生法に基づき産業医2人を委嘱しており、その報酬は余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表中のその他の非常勤職員として、日額1万

4,050円、これにつきましては健診の際の医師の日額報酬と同額としてきたところでございますが、労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェック制度の導入に伴い産業医がストレスチェックの実施者となるなど、報酬を日額で支払うことよりも年額で支払うことが合理的な状況となったことから、当該条例別表に新たに産業医の項目を設け、現在の日額報酬を年額報酬に改め、報酬の額を年額15万円、費用弁償を日額1,500円、旅費を余市町職員の旅費及びその支給方法に関する条例別表1相当額とし、小中学校医師と同額とする改正を行うものがございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

余市町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年余市町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表選挙立会人の項の次に次のように加える。

産業医、年額15万円、1,500円、同上。

なお、年額15万円とは報酬の額であり、1,500円とは執務日1日当たりの費用弁償でございます。さらに、同上とは費用弁償のうち旅費の額を指し、その内容といたしましては余市町職員の旅費及びその支給方法に関する条例別表1相当額となっております。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、議案第11号について提案理由をご説明申

上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（吉田浩一君） 参考までにお尋ねしたいのですが、年額報酬にするということで、1日だったら極端な話その1日の仕事が終わったらそのときに払って、費用弁償も1日1,500円ということであれば、その1日分とプラス1,500円を払うのでしょうか、年額にするということであれば、まず年額の支給日というのはいつにするのか。それと、費用弁償というのは、これもいつ払うのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（須貝達哉君） 8番、吉田議員からの産業医の報酬にかかわる部分のご質問にお答えを申し上げます。

まず、年額報酬の支給でございますけれども、これにつきましては年度末にお支払いをしたいというふうに考えております。

また、費用弁償につきましては、町のほうの衛生委員会ですとかそういった会議に出席した場合、その際に費用弁償をお支払いするような形になるかと思っております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第8、議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民福祉課長(上村友成君) ただいま上程されました議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

現在本町に設置されている特定教育・保育施設等につきましては、余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に従い運営されているところでございますが、当条例におきまして参照いたします就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法第77号)が平成30年4月1日施行により改正され、条項に繰り下げが生じますことから、参照する条項の変更についてご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開きください。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、議案第13号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長(濱川龍一君) ただいま上程されました議案第13号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、余市町国民健康保険条例につきましても所要の改正をいたすものと平成30年4月1日からの国民健康保険の都道府県への移行に伴い、同じく所要の改正をいたすものでございます。

改正の内容といたしましては、都道府県に設置されます国民健康保険事業の運営に関する協議会に係る規定の整理と葬祭費の支給金額の改正でございます。運営協議会につきましては、現在余市町国民健康保険運営協議会が設置されておりますが、都道府県単位化によりまして北海道にも設置されることとなることから、市町村設置の協議会と区別すべく規定の整理を行うものでございます。葬祭費につきましては、国保の被保険者が亡くなられたとき葬祭を行った者に対し支給される

もので、本町では1万円を支給しておりますが、この支給額は各市町村において独自に定めているものであります。北海道としては、都道府県単位化に伴い全国均一の給付を図る観点から、支給額を3万円に統一することとなったところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険条例(昭和35年余市町条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2条・第3条」を「第2条―第3条」に改める。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の見出しを「(委員の定数)」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)」を「協議会」に改め、同条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

(名称)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項の規定により余市町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、余市町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)とする。

第7条第1項中「1万円」を「3万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、施行日以後に葬祭が実施される被保険者に係る葬祭費について適用し、同日前に葬祭が実施された被保険者に係る葬祭費については、なお従前の例による。

以上、議案第13号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第14号 余

市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長（濱川龍一君） ただいま上程されました議案第14号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成30年4月1日から施行されることに伴い、余市町後期高齢者医療に関する条例につきましても所要の改正をいたすものでございます。

改正の内容といたしましては、住所地特例の規定における改正でございます。住所地特例は、他市町村の施設等に入所し、住民票を異動した場合でも前住所地の制度で保険適用を受けるもので、現在の規定につきましては国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳に達して後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用とならないものがこのたびの改正によりまして当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものであります。なお、後期高齢者医療につきましては、広域連合でありますので、都道府県単位での異動があった場合に対象になるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第14号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

余市町後期高齢者医療に関する条例（平成20年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3）法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、同条の規定の適用を受けるに至った際、余市町に住所を有するものとみなされた者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、議案第14号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第15号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○高齢者福祉課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第15号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容でございますが、平成30年度を初年度とし、3年間で期間とする第7期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画を策定したところでございますが、第7期計画におきましては第6期の実績値を勘案し、被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数等を見込み、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう各種サービス供給量を推計し、介護保険給付費を算定したところであり、その結果保険料基準額は第6期よりも増となったところではございますが、介護給付費準備基金の一部繰り入れを行い、第6期の保険料と同額に設定いたしましたものでございます。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、市町村の質問検査権につきまして第2号被保険者の配偶者、もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者、またはこれらであった者についてその対象となるよう範囲が拡大されましたことに伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。
議案第15号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案。

余市町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町介護保険条例の一部を改正する条例。

余市町介護保険条例（平成12年余市町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の余市町介護保険条例第4条第1項及び第2項の規定は、平成30年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

以上、議案第15号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として当該条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第12、議案第16号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○高齢者福祉課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第16号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます条例案は、平成30年1月に公布されました指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、都道府県等から市町村への権限移譲に係る基準省令の一部改正が行われたことを受け、平成30年度からの円滑な事業実施に向けて関係条例の整備を行おうとするものであります。

それでは、議案第16号について提案文を朗読申

し上げます。

議案第16号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案。

余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

議案第16号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをお開き願います。本条例の制定に当たっては、国、省令の基準に従うことが義務づけられている従うべき基準と国、省令の基準を参酌すべき基準とがありますが、この参酌すべき基準については現行の基準、北海道条例の踏襲によることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると判断し、本町独自の基準等は設けないこととした次第でございます。

それでは、主な内容のみご説明申し上げます。第3条でございます。指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件を法人とする旨の規定でございます。

次のページをお開き願います。第5条につきましては、指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき従業者の員数に関する規定でございます。

第6条につきましては、指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき管理者の要件に関する規定でございます。

第7条につきましては、サービス提供の開始に際し、利用申込者やその家族に対して行う内容及び手続の説明等に関する規定でございます。

次のページをお開き願います。中段でございます。第8条につきましては、指定居宅介護支援事業者が正当な理由なくサービス提供を拒否することを禁ずる旨の規定でございます。

第9条につきましては、指定居宅介護支援事業者がみずから適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合に講ずべき措置に関する規定でございます。

次のページをお開き願います。第13条につきましては、サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料に関する規定でございます。

次に、ページを5枚めくっていただきたいと存じます。中段でございます。第19条につきましては、利用者が偽りや不正行為によって保険給付の支給を受けた場合等における市町村への通知に関する規定でございます。

第20条につきましては、管理者の責務に関する規定、第21条につきましては事業所が定めるべき運営規程に関する規定でございます。

次のページをお開き願います。第23条につきましては、指定居宅介護支援事業者が備えるべき設備や備品等に関する規定でございます。

第26条につきましては、介護支援専門員その他の従業者が業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことを禁ずる旨の規定でございます。

次のページをお開き願います。第28条につきましては、特定の居宅サービス事業者等に対する便宜の供与、またその対象として金品など財産上の利益を収受することを禁ずる旨の規定でございます。

第29条につきましては、苦情を受けた際の対応、内容の記録、改善及び市町村への報告に関する規定でございます。

次のページをお開き願います。第30条につきましては、事故発生時に講ずべき措置に関する規定となっております。

以上、議案第16号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第13、議案第17号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第14、議案第18号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第15、議案第19号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案の以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第13ないし日程第15を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○高齢者福祉課長(増田豊実君) ただいま一括上程されました議案第17号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ないし議案第19号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容についてでございますが、平成29年6月2日付法律第52号で公布されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、平成30年1月18日付厚生労働省令第4号で公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により介護保険法及び各種サービス等基準省令等の一部が改正されたことから、関係条例につきまして規定の追加及び見直し並びに条項の移動等を行うものでございます。

初めに、議案第17号について提案文を朗読申し上げます。

議案第17号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

議案第17号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをお開き願います。なお、主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第6条の改正規定につきましては、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供に係る訪問介護員、オペレーターの資格要件並びに配置基準の見直しを行うものでございます。

次に、第32条の改正規定につきましては、従業者の勤務体制に係る基準の見直しを行うものでございます。

第47条の改正規定につきましては、指定夜間対応型訪問介護サービスの提供に係るオペレーターの資格要件並びに配置基準の見直しを行うものでございます。

次に、第59条の20の2、さらに2ページお進みいただきます。第59条の20の3につきましては、このたびの制度改正により新たに創設されました共生型地域密着型サービスに関する基準に係る規定を追加するものでございます。

続きまして、第65条の改正規定につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員に関する規定の見直しを行うものでございます。

次のページをお開き願います。下段でございませぬ。第138条の改正規定、さらに次のページをお開き願います。第157条及び第182条の改正規定につきましては、身体的拘束等の適正化を図るために講ずるべき措置に関する規定を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。下段でございませぬ。第191条の改正規定でございませぬ。次のページをお開き願いたいと存じます。下段でございませぬ。第192条の改正規定、さらに次のページの上段でございませぬ。第193条及び第194条の改正規定につきましては、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に係る従業者の員数など事業所に配置すべき職種とその要件並びに利用定員等に関する

規定の見直しを行うものでございます。

以上が議案第17号に関する改正点の主な内容でございますが、その他全体を通しまして、このたびの制度改正により新たに創設されました介護保険施設である介護医療院に係る規定の追加、引用条項の移動等に伴う条項整理等を行うものでございます。

次に、一括上程されております議案第18号について提案文を朗読申し上げます。

議案第18号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

議案第18号についてその概要をご説明申し上げたいと存じますので、次のページをお開き願います。なお、議案第17号と同様に主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第9条の改正規定につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設における利用定員に関する規定の見直しを行うものでございます。

次に、第78条の改正規定につきましては、身体的拘束等の適正化を図るために講ずるべき措置に関する規定を追加するものでございます。

以上が議案第18号に関する改正点の主な内容でございますが、全体を通しまして、議案第17号と同様にこのたびの制度改正により新たに創設されました介護医療院に係る規定の追加等を行うものでございます。

次に、一括上程されております議案第19号について提案文を朗読申し上げます。

議案第19号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

議案第19号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをお開き願います。なお、議案第17号ないし議案第18号と同様に主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第2条の改正規定でございますが、このたびの制度改正により共生型サービスが新たに創設されたことに伴い、関係規定の整理を行うものでございます。

次に、第6条の改正規定につきましては、サービス提供の開始に際し、利用者やその家族に対して行う内容及び手続の説明等に関する規定の見直し及び追加を行うものでございます。

以上が議案第19号に関する改正点の主な内容でございますが、その他引用条項の移動などに伴う条項整理等を行うものでございます。

以上、一括上程されました議案第17号ないし議案第19号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料としてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案3件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第17号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第16、議案第20号 余市町駐車場条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(高橋良治君) ただいま上程されました議案第20号 余市町駐車場条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第20号につきましては、これまで余市町駐

車場条例第3条第1項第1号の規定により黒川町営駐車場の供用時間は、冬期間の12月1日から翌年3月31日までの期間は、午前8時から午後11時までとされております。しかしながら、主に定期駐車券利用者から冬期間の夜間駐車について要望があり、利用者ニーズに応えるため、同条第3項の規定により臨時的に指定管理者と協議しながら、供用時間を変更して24時間駐車場を利用できるように運営に努めているところです。こうしたことから、冬期間における供用時間に関する内容を見直し、実態に合った内容で条例に規定すべく、このたび余市町駐車場条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第20号 余市町駐車場条例の一部を改正する条例案。

余市町駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町駐車場条例の一部を改正する条例。

余市町駐車場条例(平成18年余市町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「(ただし、12月1日から翌年3月31日までの期間は、午前8時から午後11時までとする。)」を削る。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、議案第20号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号 余市町駐車場条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第17、議案第21号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長(滝上晃一君) ただいま上程されました議案第21号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度から平成32年度までの5カ年間の計画期間とする余市町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき本町における計画を策定し、議決をいただいているところでございます。当該計画を変更する場合には、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、当該自治体議

会の議決を経た上で総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に計画を提出することとされており、当該計画に登載された事業につきましては、過疎対策事業債の申請が可能となるものでございます。今般当該計画における産業の振興にかかわる基盤整備の款の一部変更を行うとともに、平成30年度以降において実施する7件の事業について新たに計画に追加いたしたく、余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご提案を申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第21号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

余市町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

余市町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更する。

2 産業の振興の(2)その対策に次のように加える。

ネ 観光客の多様なニーズに応えていくため、受入体制の充実に努める。

2 産業の振興の(3)計画の表の1 産業の振興の部(1)基盤整備の款中「余市町」を「北海道」に改め、同部(8)観光又はレクリエーションの款に次のように加える。

観光トイレ洋式化事業、余市町。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の(3)計画の表の2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の部(11)過疎地域自立促進特別事業の款に次のように加える。

地域公共交通網形成事業、内容、公共交通空白

地等の解消を含め、安全・安心な地域の公共交通網形成に向けた取組を実施。必要性、地域における高齢者や交通弱者、一般住民も含めた、交通の足を確保するため。効果、高齢者や交通弱者はもとより、利用者への利便性向上が図られる。余市町。

4 生活環境の整備の(2)その対策 オ中「取組を進める」の次に「とともに、ごみ収集に係る設備を計画的に更新することにより、安定した廃棄物処理に努める」を加える。

4 生活環境の整備の(3)計画の表の3 生活環境の整備の部に次のように加える。

(3)、廃棄物処理施設、ごみ処理施設、塵芥収集車購入事業、余市町。

4 生活環境の整備の(3)計画の表の3 生活環境の整備の部(7)過疎地域自立促進特別事業の款に次のように加える。

合併浄化槽設置整備事業、内容、合併処理浄化槽の設置費用の補助。必要性、汚水処理未普及が解消され、地域の水環境保全を図る。効果、地域での快適な暮らしが確保される。余市町。

次のページをお開き願います。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(3)計画の表の4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の部(8)過疎地域自立促進特別事業の款に次のように加える。

子育て支援医療助成事業、内容、小学生の通院、中学生の入退院に対し医療費の助成を実施。必要性、子どもを持つ親に対する経済的負担の軽減を図るため。効果、安心して子育てができる環境づくりにつながる。余市町。

不妊治療等助成事業、内容、不妊治療又は不育症治療を受けている夫婦への助成。必要性、不妊又は不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため。効果、高額な治療費の助成により、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進が図られる。余市町。

7 教育の振興の(3)計画の表の6 教育の振興の部(3)集会施設・体育施設 その他の款を次のように改める。

(3)集会施設・体育施設等、公民館、中央公民館施設整備事業、余市町。その他、圧雪車更新事業、余市町。

以上、上程されました議案第21号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として計画に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧を賜りたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第18、議案第23号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（嶋 保君） ただいま上程になりました議案第23号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の監査委員でございます沖秀一氏が本年3月31日をもちまして任期満了となることから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、本定例会において選任同意を求めるものでございます。

ご承知のとおり、地方自治法第196条第1項には、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に關しずぐれた識見を有する者からこれを選任するということになってございますので、今回議員各位のお手元に配付してございます札幌市西区西野3条4丁目11番27号、沖秀一氏を余市町監査委員として再度ご同意賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

沖秀一氏の職歴等について申し上げます。現任所につきましては、札幌市西区西野3条4丁目11番27号、生年月日は昭和26年10月12日生まれ、現在66歳でございます。職歴といたしましては、昭和47年、税務大学校を皮切りに王子税務署、足立税務署、札幌西税務署、余市税務署、札幌中税務署、網走税務署、旭川東税務署に勤務されており、その間平成7年4月に税理士免許を取得し、平成9年7月に退職、同年9月に札幌市において税理士事務所を開業し、平成15年7月に事務所を余市町入舟町に移転されております。平成26年4月1日をもって余市町監査委員に就任し、現在までご活躍をいただいている方でございます。

以上、職歴等を申し上げますが、余市町監査委員として最も適任であると判断いたしましたの

で、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読申し上げます。

議案第23号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町監査委員に次の者を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成30年3月23日提出、余市町長、嶋 保。

次ページをごらん願います。記、住所、札幌市西区西野3条4丁目11番27号。氏名、沖秀一。生年月日、昭和26年10月12日生まれ。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり

同意可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第19、発議案第1号
余市町議会事務局設置条例の一部を改正する条
例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○16番（藤野博三君） ただいま上程されました
発議案第1号 余市町議会事務局設置条例の一部
を改正する条例案について、提案理由のご説明を
申し上げます。

地方分権の進展に伴い、二元代表制の一翼を担
う議会として果たすべき役割と責任は、ますます
重要となっております。議会事務局は、議会の権
能を十分に発揮できるよう議会を補佐する機関と
して、円滑な会議運営と議会活動のサポートはも
とより、複雑多様化する行政事務に対し、また活
発な議会審議に向けた調査、法制、政策立案等一
層の機能強化が求められています。こうした状況
下にあつて、このたび議会事務局に課を設置し、
その役割と位置づけを明確にするとともに、組織
体制の充実を図るため条例の一部改正についてご
提案申し上げる次第であります。

なお、各議員のお手元に議案が配付されてお
りますので、議案の朗読は省略させていただきます。

以上、発議案第1号について提案理由のご説明
を申し上げますので、議員各位におかれまして
はよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い
申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わり
ました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省
略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よつて、発議案第1号については委員会の付託
を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よつて、発議案第1号 余市町議会事務局設置
条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可
決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第20、意見案第1号
持続可能な社会保障制度の確立を求める要望意
見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出
者の説明を省略することにいたしたいと思ひま
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よつて、提出者の説明は省略することに決しま
した。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議
規則第38条第2項の規定により委員会の付託を省
略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よつて、意見案第1号については委員会の付託
を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 持続可能な社会保障制度の確立を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第21、意見案第2号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第2号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第22、意見案第3号 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律は廃止し、具体化する実施法の断念を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第3号 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律は廃止し、具体化する実施法の断念を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第23、意見案第4号

「働き方改革」関連法案の提出断念及び徹底検証を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第4号 「働き方改革」関連法案の提出断念及び徹底検証を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第24、意見案第5号

生活保護費の一方的減額に反対する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第5号 生活保護費の一方的減額に反対する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第25、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって平成30年余市町議会第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時45分

上記会議録は、枝村書記・阿部書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 17番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 18番 溝 口 賢 誇

余市町議会議員 2番 吉 田 豊